

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 二五
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 二五
- 公告
○ 県税条例等に基づき災害等により期限を延長した件 二五
- 福島県選挙管理委員会
○ 審査の申立てについて裁決した件 二五

告 示

福島県告示第三百三十五号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和二年五月一日救急病院として認定した。
 令和二年五月十五日

名称	所在地	福島県知事	内 堀 雅 雄
福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎二一	認定有効期限	令和五年四月三十日

(地域医療課)

福島県告示第三百三十六号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、広戸川沿岸防災溜池土地改良区から令和二年四月十三日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月七日認可した。
 令和二年五月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

公 告

(農村計画課)

公告第九十号
 福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）第十条の二及び福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）第八条の二第一項の規定に基づき、同条例第七十一条の十八第一項第五号に掲げる自動車の同条第五項の規定による自動車税の種別割の減免（証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては、その税額を納付することとされている際に申請するものを除く。）に係る申請（その期限が令和二年四月一日から同年六月二十九日までの間に到来するものに限る。）については、その期限を同月三十日まで延長した。
 令和二年五月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(税 務 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十号
 令和元年十一月十日執行の川内村議会議員一般選挙における当選の効力に関し、福島県双葉郡川内村大字下川内字宮渡五十七番地の一宮渡住宅B二一志田篤から提起された審査の申立てについて、令和二年四月二十三日、次のとおり裁決した。
 令和二年五月十五日

福島県選挙管理委員会
 委員長 遠 藤 俊 博

裁 決 書
 右記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和二年一月十八日付けで提起された令和元年十一月十日執行の川内村議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、福島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文
 本件審査の申立てを棄却する。
 審査の申立ての要旨
 申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、川内村選挙管理委員会（以下「村委員会」という。）に対して、令和元年十一月二十五日に異議の申出をしたところ、村委員会は、同年十二月二十四日にこれを棄却する決定（以下「本件決定」という。）をし

た。
これに対して、申立人は本件決定を不服として、当委員会に対し、本件決定を取り消し、本件選挙における最下位当選人坪井利之の当選を無効とするとの裁決を求めるものである。

その理由を要約すれば次のとおりである。

- 一 投票箱の鍵が封印されずに事務局（川内村役場総務課）に保管管理されており、事務局による施錠、開錠が可能な状態となっており、ことから期日前投票の改ざんの疑義が生じているため、投票用紙の再点検を求める。
- 二 本件決定に係る口頭意見陳述の時間が実質的に三十分程度であり審議が不十分である。
- 三 事務局が公務員であることだけでは公平性が担保されず民間人による管理をすることが必要である。
- 四 当選した議員が川内村商工会長を兼務していることは本件選挙に有利に働き、公金を扱う自治体、暴力団体との関わりの規定、政治活動の禁止の規定からして整合性がとれない。
- 五 本件選挙において、候補者の夫人が民生委員の立場で選挙活動をしていたとの通報があったため確認指導を要求する。

裁決の理由

当委員会は、申立人から提起された審査申立書に形式上の不備があり、審査の申立ての趣旨及び理由について明らかでなかったため、申立人に補正を命じ、申立人による補正の結果審査の申立てを適法なものとして認め、これを受理するとともに、村委員会から弁明書を徴し、申立人に対し口頭意見陳述の機会を付与するなどし、慎重に審理した。その結果は次のとおりである。

一 弁明書の要旨

村委員会の提出した弁明書の要旨は次のとおりである。

(一) 弁明の趣旨

本件審査の申立てを棄却するとの裁決を求める。

(二) 本件に対する意見

ア 審査の申立ての理由一について

村委員会においては、投票箱が開けられないように横の鍵二個、投票用紙の投入取り出しができないように上の鍵一個の南京錠で施錠できる金属製の投票箱を使用している。

期日前投票開始には期日前投票管理者（以下「投票管理者」という。）及び期日前投票立会人（以下「投票立会人」という。）の面前で、最初の投票者二名による公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第三十四条による投票箱が空である確認の後、投票箱横の南京錠を施錠し、この鍵穴を塞ぐように紙で包み、この紙に投票管理者及び投票立会人が押印することで封印し、その鍵は期日前投票所投票箱横の鍵である旨記載の封筒に入れ、これにも投票管理者及び投票立会人が押印し、開票所へ送致するまで、本件選挙執行のため借用している出納

室金庫に保管している。

期日前投票所閉鎖の後、投票箱上の蓋をした後、南京錠に紙の封印をし、これに投票管理者及び投票立会人が押印し施錠、その鍵は期日前投票所投票箱上の鍵である旨記載の封筒に入れ、投票管理者及び投票立会人それぞれが押印し、これを当該選挙執行のため借用している出納室金庫に運搬保管、村委員会書記（以下「書記」という。）が金庫の鍵を施錠するまで同席している。

その後、当該金庫の鍵は書記が村委員会管理の金庫に保管し、この鍵はあらかじめ書記長又は書記長が指定する書記が保管管理している。

翌日の期日前投票開始前に、投票管理者及び投票立会人の同席のもと、投票箱保管金庫を解錠し、封印等確認の上、期日前投票所に搬入し、投票開始宣言の後、投票箱上の鍵のみ開錠し、投票を行い期日前投票終了後には、上記と同じように施錠封印を行う管理を期日前投票終了まで繰り返し、開票当日は当委員会委員長が開票管理者（選挙長）に期日前投票箱及び鍵在中の封筒を送致し、確認の上受理され開票まで開票台上にて管理される。

したがって、申立人が主張する疑念を抱くような管理執行はしていない。

選挙の規定に違反して管理執行をしていないことから、開票点検済みの投票用紙保管箱の開示は認めない。

イ 審査の申立ての理由二、五について

選挙管理執行上の問題ではない。

二 口頭意見陳述における申立人の主張の要旨

口頭意見陳述における申立人の主張の要旨は次のとおりである。

(一) 村委員会の弁明書について

弁明書には投票管理者及び投票立会人の実名がなく、日時も記載されていないため非常に不誠実である。また、期日前投票箱の鍵の管理において、村委員会委員長が管理している記載がない。さらに、期日前投票箱を入れた金庫の夜間の状況がモニターや写真で可視化されていない。

(二) 投票の改ざんについて

投票の改ざんが行われたことを疑う具体的証拠はないが、政治状況という状況証拠から不正を疑っている。改ざんされていると認めているので投票用紙の再点検を要求する。

三 各審査の申立ての理由及び口頭意見陳述での主張に対する当委員会の見解

(一) 審査の申立ての理由一及び口頭意見陳述での主張について

申立人は、投票箱の鍵が封印されずに保管管理されていることから期日前投票の改ざんの疑義が生じていると主張するが、村委員会の弁明書によれば、本件選挙において、投票管理者及び投票立会人のもと、適切に施錠等の措置をとった上で投票箱の送致や保管が行われており、一連の投票の保管管理については適法に行われたものと推認される。

一方、申立人は不正の可能性があると主張するが、本件審査の申立ての内容及び口頭意見陳述での主張において、不正に関する個々具体的な証拠の提示はない。し

たがって、村委員会の弁明書に関する推認を覆す事情はなく、申立人の主張は認められない。

また、申立人は口頭意見陳述において、弁明書には投票管理者及び投票立会人の実名や日時がないこと、村委員会委員長が期日前投票箱の管理をしている記載がないこと及び夜間において期日前投票箱の入った金庫がモニターや写真で可視化されていないことを主張したところであるが、弁明書に投票管理者及び投票立会人の実名や日時を記載するかどうかは、村委員会の裁量の範ちゅうに属するものであり、単に村委員会の弁明書の不備を指摘する申立人の主張は認められない。

さらに、申立人は村委員会委員長が期日前投票箱の管理をしている記載がないことを主張するが、公職選挙法施行令第四十三条の規定により鍵の保管は投票管理者及び投票立会人がすることとなっている。村委員会の弁明書によれば投票管理者及び投票立会人の立会いのもと施錠、保管等の手続きがなされており適切に管理されていると推認される一方、申立人からは個々具体的な証拠の提示はない。したがって、当該推認を覆す事情はなく、申立人の主張は認められない。

このほか、申立人は、夜間において期日前投票箱の入った金庫がモニターや写真で可視化されていないことを主張するが、モニター等による監視について法令上の義務はなく、夜間の保管管理に疑義が生じる個々具体的な事実の提示もないため、申立人の主張は認められない。

しかし、当委員会は、申立人の主張が投票の開披再点検を求めることであること及び最下位当選人と申立人の得票数が三票差であることを考慮し、全ての投票について開披再点検を行うことが本件申立ての審理に必要と認め、令和二年四月十六日に全ての投票の開披再点検（以下「本件再点検」という。）を実施した。

本件再点検にあたっては、まず全ての有効投票を確認し、そのうち、①他の候補者の票束に混同している票②投票用紙の表側に記載があり、かつ、候補者の氏名が完全一致するもの以外の票を抽出し精査することとした。その結果、十八票を抽出したが、この十八票がどの候補者の得票になるかについては、本件選挙の選挙会において確認された各候補者の得票数と当委員会が本件再点検により確認した得票数に相違はなかった。

次に全ての無効投票について確認したが、本件選挙の選挙会において確認された無効投票数と当委員会が本件再点検により確認した無効投票数に相違はなかった。

以上により、本件選挙の選挙会において確認された各候補者の得票数と当委員会が本件再点検により確認した各候補者の得票数に相違はなかった。

なお、本件再点検の結果、申立人の主張する期日前投票の改ざんを認めるに足りるような改ざんの形跡等のある投票は存在しなかったため、申立人の主張は認められない。

(二) 審査の申立ての理由二について

申立人は、本件決定に係る口頭意見陳述の時間が実質的に三十分程度であり審議が不十分であることを主張するが、異議申出の審理における手段、方法等は法令に定めるものを除き村委員会の裁量の範ちゅうに属するものである。したがって、単

(三) 村委員会の審理の方法及びその適否を指摘する申立人の主張は認められない。

審査の申立ての理由三について
申立人は事務局が公務員であることだけでは公平性が担保されず民間人による管理をすることが必要であると主張するが、申立人独自の見解を述べるものであり、村委員会による保管管理が選挙の自由公正を著しく害したという個々具体的な証拠の提示はなく、申立人の主張を認めることはできない。

(四) 審査の申立ての理由四について

申立人は、川内村商工会長が村議会議員を兼務していることは政治活動の禁止の規定等からして整合性がとれないと主張するが、川内村商工会長は井出茂であり、本件審査の申立ての趣旨にある坪井利之ではない。したがって、本件審査の申立ての趣旨とは無関係の主張をするものであり、認めることはできない。

(五) 審査の申立ての理由五について

申立人は、ある候補者の夫人が民生委員の立場で選挙活動をしていたとの通報が村民からあり確認指導をするよう主張するが、申立人が主張する候補者は本件審査の申立ての趣旨にある坪井利之でない場合は、申立人が主張する候補者は本件審査の申立ての趣旨にある坪井利之でない場合は、本件審査の申立ての趣旨とは無関係の主張であり、認めることはできない。なお、その候補者が坪井利之である場合は、昭和二十八年二月十七日東京高等裁判所判決にあるとおり、当選の効力に関する争訟には「広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まない」とされており、当選人等の違法行為を理由とした当選無効の主張は認められない。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申立人の主張には理由はなく、本件審査の申立ては、これを認めることができない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和二年四月二十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博